

◎入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

令和 5 年 9 月 12 日

社会福祉
法 人 石岡市社会福祉協議会
会 長 谷 島 洋 司

1 公告の日

令和 5 年 9 月 12 日（火）

2 担当部署

〒315-0009 茨城県石岡市大砂 10527 番地 6 ふれあいの里石岡ひまわりの館内
社会福祉法人 石岡市社会福祉協議会 本所
電話：0299-22-2411 F A X：0299-22-2440 E-mail：shakyou@atlas.plala.or.jp

3 競争入札に付する事項

(1) 入札件名

社会福祉法人石岡市社会福祉協議会情報システム構築・整備事業

(2) 事業内容

仕様書【別紙 1】による。

(3) 履行期間

契約日からリース期間満了日（60 ヶ月）まで

(4) 納入場所

- ①石岡市社会福祉協議会本所（茨城県石岡市大砂 10257 番地 6 ふれあいの里石岡ひまわりの館内）
- ②石岡市社会福祉協議会八郷支所（茨城県石岡市柿岡 5680 番地 1 石岡市八郷総合支所 3 階）
- ③石岡市障害者福祉作業所ひまわり（茨城県石岡市大砂 10257 番地 6 ふれあいの里石岡ひまわりの館内）
- ④石岡市障害者福祉作業所ゆり（茨城県石岡市柿岡 2300 番地）

4 競争入札参加資格

本件入札に参加できる者は、次のすべての事項を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく石岡市の入札参加の制限を受けていない者であること。

- (3) 石岡市の物品納入・役務の提供等入札参加資格を有する者であって、石岡市物品納入・役務の提供等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 茨城県内の公共事業において、過去5年間に類似システム構築の実績を有すること。
- (5) 本社（店）の所在地が茨城県内であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 石岡市暴力団排除条例（平成23年8月11日石岡市条例第17号）第7条に規定する者でないこと。

5 競争入札参加資格の確認等

競争入札参加者は、次のとおり持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1号。以下「確認申請書」という。）に次の書類を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 競争入札参加者の負担において、次の資料を提出すること。
 - ①石岡市の物品納入・役務の提供等入札参加資格審査結果通知の写し
 - ②茨城県内の公共事業において、過去5年間に類似システム構築の実績を有することを確認できる書類（実績年度・発注機関・業務名）
 - ③本社（店）の所在地が茨城県内であることが確認できる書類。
 - ④石岡市暴力団排除条例（平成23年8月11日石岡市条例第17号）第7条に規定する者でないことを確認できる書類（様式2号）
 - ⑤同等品確認書
 - ⑥競争入札参加者の事業概要等
 - ア 事業概要
 - イ 資本金
 - ウ 年商
 - エ 組織図
 - オ 従業員数
 - カ 沿革
 - キ 主な取引先（県内、県外、公的機関、民間に区分）
- (2) 提出期限
令和5年9月19日（火） 午後5時まで
- (3) 提出方法
持参による
- (4) 提出先
2の担当部署
- (5) 受付通知及び結果通知

①一般競争入札参加資格確認申請書及び資料を受理した場合は、一般競争入札参加資格確認申請書受付通知（様式3号）を発行する。

②一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式4号）は、以下により交付する。

ア 来所による交付

・日時 令和5年9月20日（水）と21日（木）の午前9時から午後5時まで

・場所 2の担当部署

イ 郵送による交付

令和5年9月20日（水）に社会福祉法人石岡市社会福祉協議会から郵送する。

なお、郵送を希望する場合には、返信用封筒（長形3号・84円切手貼付）を添えて申請すること。

6 入札に対する説明会

実施しない。

7 仕様書等に関する質問

（1）この入札に参加しようとする者で、入札公告や仕様書などへの質問がある場合は、以下のとおり質問すること。

①質問受付期間

入札公告の日から令和5年9月19日（火）午後5時まで

②質問受付先

2の担当部署

③質問受付方法

質問書（様式8号）を用いて、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。

電子メールによる質問の場合、メール件名は「石岡市社会福祉協議会情報システム構築・整備事業に係る質問」と記入すること。

（2）質問に対する回答日及び方法は、次のとおりとする。

①回答期日

令和5年9月21日（木）

②回答方法

ファクシミリ又は電子メールにより回答する。

8 入札手続き等

（1）入札の方法

3に掲げる業務を入札に付するものとする。

（2）入札書及び積算内訳書の提出方法

競争入札参加者は、7（2）の「質問に対する回答」を確認のうえ、次のとおり入札書（様式7号）を提出すること。

①入札書の提出方法

指定された日時及び場所において、入札書（様式7号）、誓約書（様式5号）及び委任状（様式6号）を提出すること。

②入札・開札の日時及び場所

令和5年9月27日（水） 午前10時

ふれあいの里石岡ひまわりの館 ふれあい工作室 茨城県石岡市大砂 10527 番地 6

(3) 入札額

①入札金額の記載

5年間の総額

②落札決定にあたっては、予定価格に110分の100を乗じた価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（整数）を記載すること。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

(4) 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式9号）を2の担当部署へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう入札辞退届を提出すること。

(5) 入札の執行回数は、2回を限度とする。ただし初回入札に参加しない者は、2回目の入札には参加できない。また2回目の入札でも落札がないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

(6) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(7) 入札保証金及び契約保証金

免除する

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

①入札について談合その他不正行為があったと認められるとき

②入札資格がない者がした入札

③電報、電話及びファクシミリによる入札

④虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

⑤入札書等の記名押印を欠くとき

⑥誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき

⑦首標金額を訂正した入札を行ったとき

⑧同一の入札に2通以上の入札を行ったとき

⑨石岡市の物品納入・役務の提供等入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。

⑩その他当該入札公告に示す条件に反した者がした入札

(9) 落札者の決定方法

社会福祉法人石岡市社会福祉協議会経理規定第74条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定を準用し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

- (1) 履行期間を遵守すること
- (2) 入札参加に際しては、受注者の事由により契約後に履行期間の変更が生じることのないよう、作業工程などの状況を十分に検討すること。
- (3) 受注者の事由により履行期間内の履行が見込まれないときは、契約を解除することがある。
- (4) 天災等により入札事務が処理できない場合は、入札日時の延期の措置を講ずるものとする。
- (5) この入札に係る委託契約の令和5年度予算の執行が停止された場合は、この公告によって生じる一切の決定、権利及び義務は効力を失う。